

平成 23 年 1 月 21 日

【照会先】

保険局総務課医療費適正化対策推進室
室長 城 克文 (内線 3176)
室長補佐 石井 隆太郎 (内線 3217)
(代表電話) 03(5253)1111
(直通電話) 03(3595)2164

報道関係者 各位

平成 21 年度 特定健康診査・特定保健指導の実施状況(速報値)について ～平成 21 年度における特定健康診査の実施率(速報値)は、40.5%～

平成 21 年度の特定健康診査・特定保健指導^{※1}の実施状況について、保険者から報告されたものを、速報値^{※2}としてまとめました。

※1 平成 20 年度から医療保険者に対し、40 歳から 74 歳までの被保険者、被扶養者を対象とした内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目した健康診査・保健指導の実施が義務付けられている。

※2 保険者からの申告値をまとめたものであり、今後、報告内容を国において精査した上で、平成 21 年度の確定値を公表する予定です。

【実施状況結果のポイント】

1. 特定健康診査について

特定健康診査の対象者数は約 5,220 万人、受診者数は約 2,115 万人。
実施率は、40.5%。

・平成 20 年度の確定値は、対象者数は約 5,192 万人、受診者数は約 2,019 万人。
特定健診実施率は、38.9%となっています。

2. 特定保健指導について

特定保健指導の対象者になった割合は 18.5%。そのうち、特定保健指導を終了した者の割合は、13.0%。

・平成 20 年度の確定値は、対象者数は約 401 万人、終了者数は約 31 万人。
特定保健指導実施率は、7.7%となっています。

3. 内臓脂肪症候群について

内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)該当者の割合は、14.4%であり、
内臓脂肪症候群予備群者の割合は 12.3%。

・平成 20 年度の確定値は、内臓脂肪症候群該当者の割合は 14.4%、内臓脂肪症候群予備群者の割合は 12.4%となっています。

平成21年度特定健康診査・特定保健指導の実施状況(速報値)について

I. 趣旨

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)に基づき、平成 20 年度から、特定健康診査・特定保健指導制度が開始されたところである。実施主体である保険者は、年度毎の実施状況を、当該年度の翌年度の 11 月 1 日までに社会保険診療報酬支払基金に報告することとされている。今般、保険者からの申告値を速報値としてまとめたので公表する。

当速報値の集計の対象は、平成 22 年 12 月末時点で報告のあった、3,449 保険者(報告対象: 3,450 保険者)である。今後、保険者からの報告内容を国において精査し、平成 21 年度の確定値を公表する予定であり、今後発表する確定値においては、速報値からの変更があり得るものである。

II. 実施状況の概要

1. 特定健康診査の実施率(速報値)

(1) 全体の実施率(速報値)

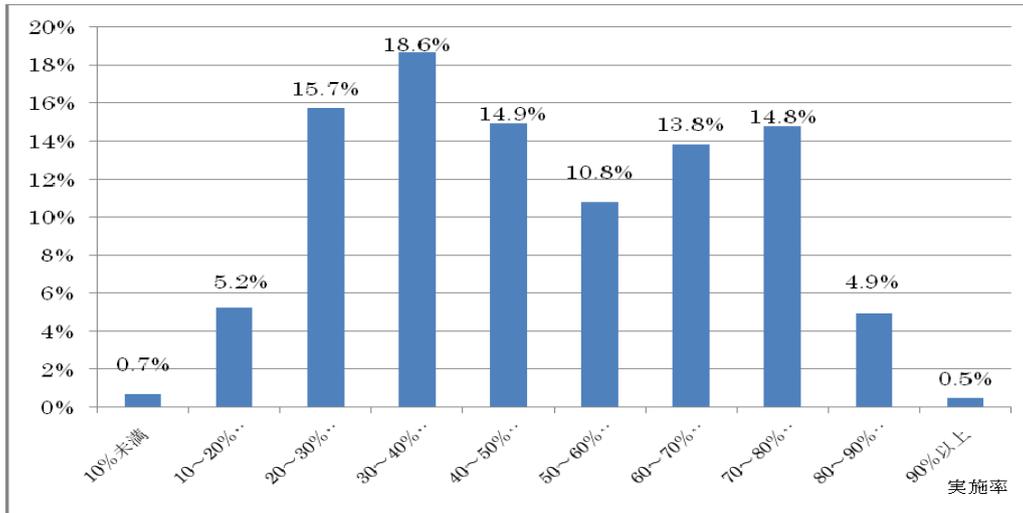
平成 21 年度の特定健康診査の対象者数^{※1}は約 5,220 万人で、受診者数^{※2}は約 2,115 万人であり、特定健康診査の実施率は 40.5%であった。(表 1)

※1 対象者数:当該年度の 4 月 1 日における加入者であって、当該年度において 40 歳以上 75 歳以下に達する者のうち、年度途中における異動者(加入、脱退)及び平成 20 年度厚生労働省告示第 3 号に規定する各項のいずれかに該当する者(妊産婦等)と保険者が確認できた者を除いた者の数。

表 1 特定健康診査の実施率(速報値)(全体)

対象者数	受診者数	特定健康診査実施率
52,207,120	21,147,356	40.5%

図1 特定健康診査実施率(速報値)の分布状況



(2) 保険者の種類別の特定健康診査実施率(速報値)

保険者の種類別の実施率は平成20年度(確定値)と同様に、組合健保・共済組合において高く、市町村国保、国保組合、全国健康保険協会、船員保険において低くなっている二極化構造であった。(表2)

表2 特定健康診査の保険者種類別の実施率

	全体	市町村 国保	国保組合	全国健康 保険協会	組合健保	船員保険	共済組合
平成20年度 (確定値)	38.9%	30.9%	31.8%	30.1%	59.5%	22.8%	59.9%
平成21年度 (速報値)	40.5%	31.4%	36.0%	30.3%	63.3%	32.1%	65.4%

2. 特定保健指導対象者の割合及び特定保健指導の実施率（速報値）

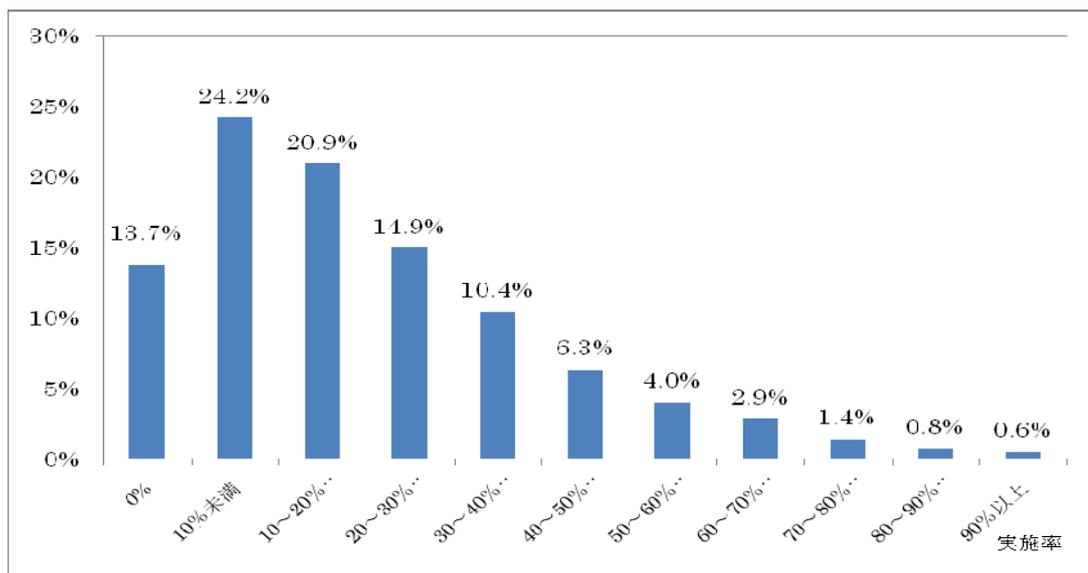
(1) 全体の特定保健指導対象者の割合・特定保健指導の実施率

特定保健指導の対象者になった者の割合は、18.5%であり、そのうち特定保健指導を終了した者の割合（以下、「特定保健指導実施率」という。）は 13.0%であった。（表 3）

表 3 特定保健指導の対象者の割合及び特定保健指導実施率（速報値）

	人数	割合・実施率
特定保健指導の対象者	3,998,172	18.5%
特定保健指導の終了者	518,198	13.0%

図2 特定保健指導の実施率(速報値)の分布状況



(2) 保険者の種類別の特定保健指導実施率（速報値）

保険者の種類別の実施率は、市町村国保が 21.5%と最も高い実施率となっており、次に組合健保 12.4%、船員保険 9.8%、共済組合 9.4%、全国健康保険協会 7.2%、国保組合 6.9%であった。（表 4）

表 4 特定保健指導の保険者の種類別の実施率

	全 体	市町村 国保	国保組合	全国健康 保険協会	組合健保	船員保険	共済組合
平成 20 年度 (確定値)	7.7%	14.1%	2.4%	3.1%	6.8%	6.6%	4.2%
平成 21 年度 (速報値)	13.0%	21.5%	6.9%	7.2%	12.4%	9.8%	9.4%

3. その他

(1) 内臓脂肪症候群該当者及び予備群の割合

特定保健指導の対象者の基準の元となる内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)該当者^{※2}の割合は約 14.4%であり、内臓脂肪症候群予備群^{※3}の割合は約 12.3%であった。（表 5）

※2 内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)該当者:内臓脂肪の蓄積(主に腹囲により測定)に加え、血中脂質、血圧、血糖の基準のうち、2 つ以上に該当する者。

※3 内臓脂肪症候群予備群:内臓脂肪の蓄積(主に腹囲により測定)に加え、血中脂質、血圧、血糖の基準の1つに該当する者。

表 5 内臓脂肪症候群該当者及び予備群の割合

	人数	割合
内臓脂肪症候群該当者	3,113,354	14.4%
内臓脂肪症候群予備群	2,651,613	12.3%

<参考>内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)と特定保健指導対象者の関係

特定保健指導の対象者の選定基準(図 3)は、内臓脂肪症候群の診断基準に基づいているが、特定保健指導の対象者の選定基準には、BMI も勘案している他、高血圧等に対する服薬治療を受けている者については対象としていない。(図 4)

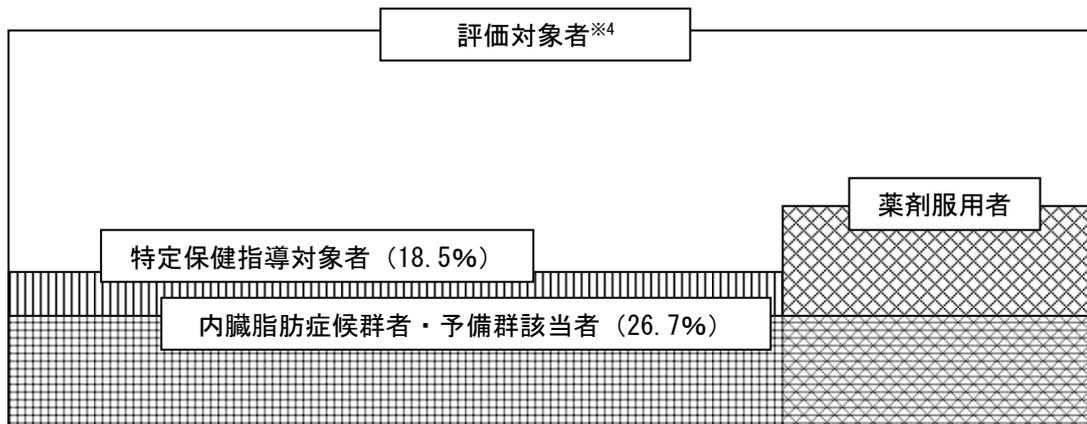
図 3 特定保健指導対象者の選定基準

腹囲	追加リスク			④喫煙歴	対象	
	①血糖	②脂質	③血圧		40-64歳	65-74歳
≥85cm(男性) ≥90cm(女性)	2つ以上該当			あり なし	積極的 支援	動機付け 支援
	1つ該当					
上記以外で BMI ≥25	3つ該当			あり なし	積極的 支援	動機付け 支援
	2つ該当					
	1つ該当					

(注)喫煙歴の科線欄は、階層化の判定が喫煙歴の有無に関係ないことを意味する。

- ①血糖 a 空腹時血糖100mg/dl以上 又は b HbA1cの場合 5.2% 以上 又は c 薬剤治療を受けている場合
- ②脂質 a 中性脂肪150mg/dl以上 又は b HDLコレステロール40mg/dl未満 又は c 薬剤治療を受けている場合
- ③血圧 a 収縮期血圧130mmHg以上 又は b 拡張期血圧85mmHg以上 又は c 薬剤治療を受けている場合
- ④質問票 喫煙歴あり (①から③のリスクが1つ以上の場合にのみカウント)

図 4 内臓脂肪症候群と特定保健指導対象者の関係 (イメージ図)



※4 評価対象者: 特定健康診査項目の一部を実施できなかったものの、実施した健康診査の項目から、特定保健指導の対象者か否かを判断できる者に、特定健康診査受診者を加えた者

(2) 薬剤を服用している者の割合

高血圧症の治療に係る薬剤を服用している者の割合は 19.2%、脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している者の割合は 10.7%、糖尿病の治療に係る薬剤を服用している者の割合は 4.2%であった(重複あり)。(表 6)

表 6 薬剤を服用している者の割合

	人数	割合
高血圧症の治療に係る薬剤を服用している者	4,150,645	19.2%
脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している者	2,323,362	10.7%
糖尿病の治療に係る薬剤を服用している者	903,818	4.2%

平成21年度 特定健康診査・特定保健指導の実施状況（速報値）

			全体	市町村国保	国保組合	全国健康 保険協会	組合健保	船員保険	共済組合
1	全体的事項	特定健康診査対象者数	52,207,120	22,520,382	1,649,750	13,095,190	11,167,077	55,299	3,719,422
2		特定健康診査の対象となる被扶養者の数 [※]	9,207,808			4,257,807	3,812,148	22,390	1,108,432
3		特定健康診査受診券を配布した被扶養者の数 [※]	4,498,975			1,110,730	2,382,615	4,120	999,372
4		特定健康診査受診者数	21,147,356	7,067,607	594,633	3,970,114	7,066,438	17,759	2,430,805
5		特定健康診査実施率	40.5%	31.4%	36.0%	30.3%	63.3%	32.1%	65.4%
6	特定保健指導に 関する事項	特定保健指導の対象者数	3,998,172	988,637	123,937	854,290	1,489,759	5,981	535,568
7		特定保健指導の対象者の割合	18.5%	14.0%	20.7%	20.8%	20.4%	34.9%	21.1%
8		特定保健指導の終了者数	518,198	212,169	8,592	61,211	185,212	585	50,429
9		特定保健指導の終了者の割合(特定保健指導実施率)	13.0%	21.5%	6.9%	7.2%	12.4%	9.8%	9.4%
10	内臓脂肪症候 群に関する事項	内臓脂肪症候群該当者数	3,113,354	1,148,914	93,400	566,497	958,823	3,923	341,797
11		内臓脂肪症候群該当者割合	14.4%	16.2%	15.6%	13.8%	13.1%	22.9%	13.5%
12		内臓脂肪症候群予備群者数	2,651,613	791,607	80,014	519,965	933,887	2,058	324,082
13		内臓脂肪症候群予備群者割合	12.3%	11.2%	13.4%	12.7%	12.8%	12.0%	12.8%
14	服薬中の者に 関する事項	高血圧症の治療に係る薬剤を服用している者の数	4,150,645	2,178,255	107,408	605,314	935,643	2,553	321,472
15		高血圧症の治療に係る薬剤を服用している者の割合	19.2%	30.8%	18.0%	14.8%	12.8%	14.9%	12.7%
16		脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している者の数	2,323,362	1,306,457	52,074	299,241	487,513	1,136	176,941
17		脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している者の割合	10.7%	18.5%	8.7%	7.3%	6.7%	6.6%	7.0%
18		糖尿病の治療に係る薬剤を服用している者の数	903,818	408,741	23,053	151,175	241,198	765	78,886
19	糖尿病の治療に係る薬剤を服用している者の割合	4.2%	5.8%	3.9%	3.7%	3.3%	4.5%	3.1%	

※保険者からの申告値をまとめたものであり、今後、報告内容を国において精査した上で、平成21年度の確定値を公表する予定。